

省エネ・非化石転換法に基づく屋根設置太陽光発電設備の設置余地の報告について

2026年3月10日

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

1. 措置の背景

第7次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルに向けて、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく方針。そのうち太陽光発電の導入拡大にあたっては、屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用していく方針。

そこで、工場等で使用するエネルギーの非化石エネルギーへの転換に当たり、事業者自身が屋根設置太陽光発電の設置余地を把握し、技術的かつ経済的に可能な範囲内での設置検討を促進すべく、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく以下の措置を講ずる。

2. 措置の概要

- 事業者に対し、特に、土砂崩れ等に対する安全面への懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（以下「屋根設置太陽光発電設備^{※1}」という。）の設置に努めることを求める。ただし、他法令の定めによって屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない場所^{※2}、屋根の使用状況を変更しなければ屋根設置太陽光発電設備を設置できない場所^{※3}及び屋根設置太陽光発電設備の設置権限を持っていない場所^{※4}を除く。
- 設置に努めるに当たり、屋根の面積、耐震基準^{※5}及び積載荷重^{※6}、屋根の使用状況を把握すること。また、屋根の面積、積載荷重、築年数、屋根形状、その他屋根設置太陽光発電設備の設置が事業者にとって技術的かつ経済的に可能な範囲内で合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件を検討すること。
- その上で、省エネ・非化石転換法における特定事業者等¹に該当する場合、屋根設置太陽光発電設備の設置に係る定性的な目標を定め、中長期計画書に記載すること。

さらに、屋根設置太陽光発電設備の設置状況^{※7}、屋根設置太陽光発電設備の設置面積^{※8}等、屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件^{※9}及び条件を満たす屋根の合計面積^{※10}等を定期報告書に記載すること^{※11}。

	事業者	事業所	概要	提出初年度
中長期計画書	全特定事業者等		「その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」の欄に、屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標を記載する	2026年度 ²
定期報告書	屋根設置太陽光発電設備を設置済又はエネルギー管理指定工場等 ³ を有する特定事業者等	エネルギー管理指定工場等	エネルギー管理指定工場等のうち、屋根設置太陽光発電設備の設置状況、屋根設置太陽光発電設備の設置にかかる屋根の条件及びその条件を満たす屋根面積等を記載する	2027年度

1 「特定事業者等」は、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者等を指す。

2 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定に基づき、2026年度の中長期計画書の提出が免除となる事業者については、2026年度以降で最初に中長期計画書を提出する年度を提出初年度とする。

3 「エネルギー管理指定工場等」は、エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等を指す。

※1 建築物の屋根に設ける太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物（一般用電気工作物及び事業用電気工作物）を指す。太陽光発電設備の種類としては、シリコン、軽量シリコン、ペロブスカイトや建材一体型等があるが、いずれも対象。カーポート型の太陽光発電設備については、建築物でない場合は対象外。

※2 「他法令」の例は、景観条例、建築基準法における高さ規制や日影規制、太陽光発電設備に関する条例等による設置規制等。また、東京消防庁等において設定されている防火安全対策の指導基準において設置できない場所も「他法令の定めによって屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない場所」に含む。

なお、設置規制等により設置許可が必要となっている場所であって、許可基準等に即している場所については、「他法令の定めによって屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない場所」には含めない。

※3 「屋根の使用状況」は、特定の用途又は屋根設置太陽光発電設備以外の既存の設備等による屋根の日常的な使用の状況を指す。なお、将来的に特定の用途又は屋根設置太陽光発電設備以外の設備に使用する可能性があるが、現に使用されていない場所については、「屋根の使用状況を変更しなければならない場所」に含めない。

- 「特定の用途」

避難場所への指定、テニスコート、ヘリポート及び屋上庭園等その他特定の目的のための使用であって、屋根設置太陽光発電設備を設置することがその目的の妨げとなる場所として事業者が認めるものをいう。他者への屋根の貸出等により、他者が屋根設置太陽光発電設備を設置しており、事業者自身が屋根設置太陽光発電設備を設置できない面積についても、特定の用途と捉える。

- 「屋根設置太陽光発電設備以外の既存の設備」

貯水槽、避雷針、煙突、室外機等の既存の設備等を設置している場所であって、屋根設置太陽光発電設備を設置することがその目的の妨げとなる場所として事業者が認めるものをいう。

- 「日常的な使用」

避難場所及びヘリポートに指定されている場合などは地方自治体等または事業者による指定をもって日常的な使用とする。その他用途について、年に1回または月に1回といった使用頻度は問わない。ただし、過去一度のみ等、臨時に使用したことをもって日常的な使用とは認めない。

※4 事業者が他社所有の建築物の特定階の借り上げを行っている場合、テナントである場合、または自社所有の建屋を他者に貸し出している場合でも、屋根設置太陽光発電設備の設置権限を持っている屋根については、すべて屋根設置太陽光発電設備の設置に努める対象となる。建屋の所有者及び賃借人等との間で、屋根設置太陽光発電設備の設置権限を整理しておくことが望ましい。定期報告書については、屋根設置太陽光発電設備の設置権限に応じて、所有者及び賃借人の両方で該当屋根面積に係る記載が必要となり得る。

※5 当該建築物が、以下のいずれに該当するのかを把握すること。

- 新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格物を除く。）

- 「新耐震基準」は、1981年（昭和56年）6月1日に施行した建築基準法において制定されている耐震基準を指す。「旧耐震基準」は、それ以前に制定されていた耐震基準を指す。

- 1981年6月1日以降に建築確認が完了している建築物は、新耐震基準を満たしている。なお、1981年6月1日より以前に建築確認が完了した建築物であっても、新耐震基準を満たす場合があることに注意が必要。

- 旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物
 - 「旧耐震基準」の建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項に定める既存耐震不適格建築物を指す。
 - 耐震基準の建築物の屋根に屋根設置太陽光発電設備を設置する場合、安全性の観点から、耐震診断や耐震補強工事を実施し、耐震性を確認したうえで、屋根設置太陽光発電設備を設置することが望ましいことから、「旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物」とそれ以外の建築物（新耐震基準及び旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物ではない建築物）に分類する。
 - 旧耐震基準の建築物であって、耐震補強工事や耐震診断等を行っておらず、既存耐震不適格建築物ではないことが不明な建築物は、「旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物」に分類すること。

※6 建築設計事務所等が実施する建築物の構造計算による屋根の積載荷重や、建築物の新築時または増改築時等に作成される構造計算書等に記載の屋根の積載荷重を使用できる。後述の定期報告における単位は kg/m^2 とし、構造計算書等に N/m^2 単位で記載されている場合、 $1\text{kg}=9.8\text{N}$ で kg/m^2 に換算した値を用いること。定期報告書においては、屋根設置太陽光発電設備の設置にあたっては、屋根の積載荷重情報の把握が必要であることから、積載荷重ごとに分類した屋根面積等の報告を求めている。

※7 設置済み及び設置予定の屋根設置太陽光発電の出力及び面積を記載すること。設置予定分については、その年度も記載すること。

※8 屋根設置太陽光発電設備を所有している事業者において、設置済みの面積を記載すること。

- オンサイト PPA 等の場合、設備所有者は PPA 事業者であるが、屋根を所有している事業者の判断により設置しているものであるため、設置済み（又は設置予定）の面積に計上すること。また、PPA 事業者等は当該屋根について、屋根設置太陽光発電設備の設置権限を持つとは言えないため、設置済み（又は設置予定）の面積に計上しない。
- 設置年度は、パネルを屋根に設置した時点を原則とする。
- 「屋根設置太陽光発電設備を設置済み（又は設置予定）の面積」は、工場立地法の環境施設面積における算入方法に準じて、計算することとする。工場立地法の環境施設面積における算入方法は、原則、太陽光パネル部分の面積とされている。ただし、パネル間のスペースが運営管理上必要なスペースである等、必要不可欠であると事業者が判断する場合は、当該スペースも算入できる。
- 架台等を用いてパネルが屋根に対して傾斜をつけて設置されている場合があるが、原則、水平投影面積とする。
- 他者への屋根の貸出等により、他者が設置した又はする予定の屋根設置太陽光発電設備は、「屋根設置太陽光発電設備を設置済み（又は設置予定）の面積」には含めない。ただし、オンサイト PPA の契約を結んでいる等、事業者自身が屋根設置太陽光発電設備を設置したとみなされる場合はこの限りではない。

※9 以下等にかかる条件を検討すること。

- ① 屋根面積
- ② 屋根の積載荷重
- ③ 屋根の形状…スレート屋根、折板屋根、陸屋根、切妻屋根などの屋根の種類や、瓦屋根等の材料。
- ④ 建屋の築年数
- ⑤ その他

※10 屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。なお、設置予定年度等、具体的な設置計画が決まっていない屋根も合計面積に含める。

※11 定期報告書における設置状況や屋根面積等は、以下の①又は②を満たす屋根について記載対象とする。ただし、建築物ではない屋根（例：カーポート式の太陽光発電設備のうち、建築物でないもの等）は含まない。

- ① 自社所有又は賃貸の建築物のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの建築物の屋根。
- ② エネルギー管理指定工場等のうち、建築物であって、1建屋あたりの全体屋根面積から、他法令の定めによって屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない場所及び屋根の使用状況（特定の用途又は屋根設置太陽光発電設備以外の既存の設備等による屋根の日常的な使用）を変更しなければ屋根設置太陽光発電設備を設置できない場所を除いた屋根面積が1,000㎡以上の屋根。複数の積載荷重が異なる屋根がある建屋の場合も、1建屋における合計の上記屋根面積が1,000㎡以上のものを報告対象とする。

3. 中長期計画書及び定期報告書の記入方法

省エネ・非化石転換法定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領を参照すること。

[定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度 | 工場・事業場の省エネ法規制 | 事業者向け省エネ関連情報 | 省エネポータルサイト](#)

4. 「省エネ法定定期報告情報の開示制度」との関係

屋根設置太陽光発電設備に係る追加の定期報告項目を「省エネ法定定期報告情報の開示制度」の対象とすることで、その設置を進めている事業者による対外的なアピールに繋げるとともに、設置検討が進んでいない事業者の取組拡大を促す。

具体的には、定期報告項目のうち以下を選択開示項目に位置付け、「省エネ法定定期報告情報の開示制度」の参加宣言事業者による開示・非開示を選択可能とする。

項目	開示制度
設置済みの出力及び面積	選択開示項目
設置予定の出力及び面積	選択開示項目
屋根設置太陽光発電設備を設置済みまたは設置予定の屋根面積等	—
屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件	選択開示項目
条件を満たす屋根の面積	選択開示項目
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合	選択開示項目

5. 屋根設置太陽光発電の導入支援について

支援内容詳細については HP 等をご確認ください。

※記載の内容は、令和7年度時点の情報であり、令和8年度以降は変更が加わる可能性がありますのでご留意ください。

- ・ [再生可能エネルギー事業支援ガイドブック](#)

FIT/FIP 制度をはじめとする支援メニューを掲載しています。

- ・ [FIT/FIP 制度 屋根設置太陽光発電の初期投資支援スキーム](#)

屋根設置太陽光発電の導入を加速するため、発電事業者の早期の投資回収を支援しています。

- ・ [省エネ最適化診断（非化石転換診断）](#)

※申請対象者は、中小企業基本法に定める中小企業者（年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kL以上の事業所の場合、みなし大企業は除く。）等になります。詳細は HP をご確認ください。